

平成11年11月19日
九州財務局

九州財務局長談話

- 1 . 日南信用金庫については、本日、金融再生法第8条に基づき、金融整理管財人による管理を命ずる処分等が行われたところである。
- 2 . 今後、日南信用金庫については、金融整理管財人による管理の枠組の下で、預金等については全面的に保護されるとともに、善意かつ健全な借り手に対する融資は継続されることとなるので、利用者におかれては、心配されることなく、冷静な対応をお願いしたい。
- 3 . 九州財務局としても、金融整理管財人による同金庫の運営が円滑に推進できるよう最大限の協力を行ってまいりたい。